

○国立大学法人浜松医科大学理事職務分担細則

(平成 16 年 4 月 1 日細則第 2 号)

改正 平成 26 年 3 月 4 日細則第 1 号 平成 27 年 3 月 25 日細則第 17 号

平成 28 年 3 月 25 日細則第 11 号 令和 3 年 3 月 29 日細則第 9 号

令和 6 年 4 月 22 日細則第 24 号 令和 7 年 5 月 8 日細則第 17 号

(理事の職務分担)

第 1 条 国立大学法人浜松医科大学役員会規則(平成 16 年規第 3 号)第 2 条に規定する理事の職務分担は、次のとおりとする。

担当	職務の内容
企画戦略・研究	・ 中期目標・中期計画に関すること ・ 労務管理に関すること ・ 社会貢献に関すること ・ 研究に関すること
教育・評価	・ 教育に関すること ・ 生涯学習に関すること ・ 学生に関すること ・ 評価に関すること
財務	・ 予算編成・執行に関すること ・ 資産運用に関すること ・ 施設設備に関すること ・ 安全衛生管理に関すること
経営	・ 経営戦略に関すること
コンプライアンス・法務	・ コンプライアンス・法務に関すること

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日細則第 1 号)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日細則第 17 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日細則第 11 号)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 29 日細則第 9 号)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和6年4月22日細則第24号)

この細則は、令和6年4月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年5月8日細則第17号)

この細則は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。